

岡本の国会での質問

171-衆-厚生労働委員会-10号 平成21年04月15日

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本です。

きょうは、前回に引き続きまして、国民年金に関する、また厚生年金に関する質問を続けさせていただきたいと思っております。前回に引き続いて、所得代替率の考え方について大臣と少し議論を交わしたいと思います。

我が党の山井議員の要請により、いわゆる国民年金の納付率の変化に伴う、要するに、甘い見通しに基づく所得代替率を出していたということ認められたというか、違うパターンになれば五〇％を割り込むことをお示しになられたということは後ほど同僚議員からも話があると思っておりますから、それについては後に譲るとして、さまざまなパターンで私はやはり検証していかなければいけないだろうというふうに思っています。

今回政府が、中位で、ある意味一番基本ケースだと言って主張している、平成五十年、二〇三八年度以降の五〇・一という数字、この数字が本当に達成できるのか。また、もっと言えば、直近で積立金が枯渇をしてしまうおそれがないのかということについて少し話をしていきたいと思っております。

前回、内閣府の方でお越しをいただきましたときに議論させていただきましたが、まず、前提となる「経済財政の中長期方針と十年展望 比較試算」、こちらの方の「試算の方法」では、「試算は誤差を伴っており、相当の幅をもってみるべきである。」というふうにしています。この試算を使えば誤差が出るものが出てくるのは当然でありますし、また、こちらの、厚生労働省が出しました国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの中でも、試算についての誤差があるということを、「財政検証の結果の解釈にあたっては、相当の幅をもってみる必要がある。」というふうにしている。

つまり、その前提となっている経済の見通しについても誤差があるし、そこから得られる、いわゆる財政検証にも誤差があるという考え方ではありますが、内閣府としては、こちらの中長期方針と十年展望の方ではどのくらいの誤差があると見込んでいるのか、過去の例も含め、少し御答弁をいただきたいと思っております。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の経済は、言うまでもなく民間活動がその主体をなすものであります。また、原油価格の変動とか世界経済の動向など、国際環境の変化には予見しがたい要素が多くございます。このため、こうした試算は相当の幅を持って解釈すべきものと考えております。

その相当の幅がどの程度のものかということでございますけれども、具体的に申し上げることは難しいんですが、例えば、財政検証に使われている指標について過去の試算と実績値との関係を見てみますと、まずは消費者物価上昇率につきましては、二〇〇七年度の実績が〇・四％でありましたのに対しまして、二〇〇三年度の試算では一・五％となっております。二〇〇六年度の実績は〇・二％でありましたけれども、二〇〇三年度試算では一・二％としておりました。いずれも一％程度、実績が試算値を下回る結果となっております。

また、名目長期金利につきましては、二〇〇七年度の実績が一・六％でありましたが、二〇〇二年度の試算では二・五％でございます。二〇〇六年度の実績は一・七％でありましたけれども、二〇〇一年度の試算値では二・四％となっております。〇・七から〇・九％程度、実績が試算値を下回る結果となっております。

こうしたことを踏まえますと、今回の試算についても、このような試算と実績の差が生じる可能性

は否定できないというふうに考えております。

○岡本(充)委員 私が心配しました資料の五ページで、内閣府からいただいた資料でございますが、こちらを見ていただきますとわかるとおり、実質成長率、名目成長率、名目GDP、そして消費者物価、さらには名目長期金利、こういったものの予測値と実績値の乖離はどのくらいあったかということを出しているわけでありまして、これを一つとりましてもかなりの、一%前後の幅は当然のことながら予測される、こういう状況であります。

そういう意味で言うと、一%の幅を持ってやはり試算をしていくべきではないか、こういうふうに思うわけでありましてけれども、例えば物価上昇率については、今回の厚生労働省の試算については一・〇%ということで固定をされています。また賃金上昇率についても、一番大きな差であっても、名目、実質ともに〇・八%、そしてまた運用利回り、これは後ほどまた指摘をしたいと思っておりますけれども、こちらについては〇・三%の差であるというようなことをもってしても、本当にこの幅の中で推移をするということで試算をしていいものかということを私は危惧しているわけです。

そういう意味で、改めてちょっとお伺いをさせていただきたいと思っておりますけれども、厚生労働省が今回試算した国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し、いわゆる平成二十一年財政検証結果でありますけれども、これについてはもう少し幾つかのパターンを検証してみようと、大臣、お考えになられているでしょうか。

○舛添国務大臣 これは、いつも申し上げますように、五年に一度の財政検証ですから、基本的に同じような手法で経済の専門家がやっていくということですから、前提が違えば当然、委員がおっしゃるように違うし、幅も出てきます。

例えば合計特殊出生率でも、高位につく場合、例えば一・五五ぐらいいく場合、低位が一・〇六、それから真ん中が一・二六というような形ですから、低位、高位をやってみてどういう、今やってみてすぐ出るわけじゃありませんが、若干の時間はかかると思っておりますけれども、やったときにどう出るかというのは、まさに先般山井委員から御指摘のような、数字を変えればどうするかということなので、それは幾つも出しようがあると思っております。

ただ、一定の前提を置いてやってみたらどうだという五年に一回の検証ですから、それはそれで一つの意味はあるんだろうと思っております。

○岡本(充)委員 いや、いろいろなパターンをぜひやっていただきたいということをお話しているんです。

これも後ほどもう少し触れますけれども、その前にちょっと前提として、この試算における消費税の税率というのは、大臣、どのようにお考えなんですか。

○舛添国務大臣 消費税は、ちょっと記憶が間違っていれば後で訂正しますけれども、今よりも上がるということの前提で入っていると私は記憶しております。(岡本(充)委員「何%」と呼ぶ)

五%アップということです。

○岡本(充)委員 そういう意味では、大臣、この五%アップが、実は、足元の経済前提、先ほどの内閣府の試算のいわゆる中位と高位ケースにおいては一%ずつ一〇%まで上げるという前提で試算がなされているわけです。

まさか、一〇%に上がったものをその翌年からすばっとまた五%に下げるといようなことは政策として考えにくいわけですから、当然、一〇%の消費税で推移をしたという経済前提を厚生労働省としては前提として考えているということを御答弁されるのでしょうか。はっきりお答えいただきたいと思っております。

○舛添国務大臣 先ほどは失礼しました。ちょっとすぐ数字が、手元に資料が出ていなかったもの

ですから。

こういうことでございます。足元の経済前提は、内閣府「経済財政の中長期方針と十年展望 比較試算」、これはことしの一月に出たものでありますが、これに準拠しております、財政検証の基本ケースとしている経済中位のケースについては、二〇一〇年世界経済順調回復シナリオで、二〇一一年度から二〇一五年度にかけて消費税率を五%引き上げるシナリオの試算結果に準拠している。正確に申し上げますと、そういうことでございます。

○岡本(充)委員 足元の経済はそういうふうになっている。しかし、先ほどもお話ししましたけれども、二〇一五年が来たから、そこですばっとまた五%に戻すということは、大臣、現実的には考えにくいですね。したがって、中長期的にも一〇%でいくという前提でいいんですよね。お答えいただきたいと思います。そこですばっと下げるわけじゃないですよね。

○舛添国務大臣 今委員がおっしゃったように、一たん一〇に上げたのを、そう簡単に五には下げないと思います。

○岡本(充)委員 政府の一員として、そういう意味では、一〇%にするということを前提として発言をされているというのは、ある意味大変思い切ったことだと私は思うわけですから、この時点において、一つの厚生労働大臣としての見解なんだろうと思います。

その上で、ほかの試算を少しやっていただきたいというお話をしたいと思います。

六ページをごらんいただきますと、この試算の前提となっているいわゆる労働推計、労働市場に参加が進むケースというのを前提にしているそうでありますけれども、ちょっとこの考え方を伺いたいんですが、参加が進むケースというのはどういうケースを想定されているのか。大臣、お答えいただけますか。

○舛添国務大臣 委員の資料の六枚目の、労働市場への参加が進むケースというのは、労働力需給の推計におきましては、まず第一に仕事と生活の調和、つまりワーク・ライフ・バランスの進展、二番目に、高齢者の雇用確保措置による雇用機会の確保、それから三番目、保育所、幼稚園在園児童比率の上昇など、あるべき雇用、労働社会の姿を仮定した上で、働く意欲と能力を持つすべての人々の労働市場への参加が実現したケースを推計したものであるということが前提でございます。

○岡本(充)委員 要するに、望ましい労働市場のあり方、労働者の働く環境のあり方が実現するとすると、このように労働力の推計が移行していきますよ、こういう考え方ですよ。

○舛添国務大臣 委員のおっしゃるとおりでございます。

○岡本(充)委員 つまり、先に何らかの数字があって、そしてそれをもとに試算をしてアウトプットを出したわけではなくて、先にゴールがあって、要するにこういう姿が望ましいということがあって、そこから逆算するとこういう政策をしていかなきゃいけない、労働政策においてこういう政策を実現していくことが重要ですよということに使っていく数字なんです。そのところも間違いありませんね。

○舛添国務大臣 それは、政府がこうやろうという政策を実現することは政府の役割ですから、そういう政府がやろうとしている政策と全く違うことを目標に置くことはできませんから、まさにこういう目標を置いてやっているということです。

○岡本(充)委員 推計というのは、例えば先ほどもお話ししました、内閣府の出した中長期方針と十年展望、こういうものは要するに、いろいろな数字を集めてきてそれを入れて、まさに推計をして

アウトプットを出したものですよね。内閣府にお答えいただきたいと思います。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

さまざまな前提に基づきまして、私どもは、経済財政モデルという計量モデルを使いまして試算結果を得ております。

○岡本(充)委員 いや、望ましい数字はこれだから、それになるにはこういう数字が必要だというゴールがあって前提を出しているわけじゃなくて、いろいろな数字を得てゴールが出たわけでしょう。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

望ましい数字が先にあるということではございません。

○岡本(充)委員 ところが、この厚生労働省の労働推計は、望ましい労働社会のあり方、もっと言えば、労働市場への参画をどういうふうにしていけばその社会に行くかということ逆算して出してきた数字なわけですよ、大臣。

つまり、先ほども言われました、保育所、幼稚園へ通う子供さんの数の割合、また女性の雇用機会を高める割合、そしてまた、さまざま短時間勤務制度などの普及に伴い継続就業率が向上するとか、こういうものやっつけていけばこの社会になるという先に望ましい社会があって、それに向けてどう政策をやっていくか、それをひもといて、もとを出したのがこの数字なんです。

つまり、先ほどの十年展望と大きく違うのは、今ある数字をもとにこうなるだろうと推計をしたのではなくて、要するに、こうなる社会がいいんじゃないかということをもとにして出しているから、幾つか、私は、いろいろ疑問が出てくる場所があると思っています。

そこまでのところ、大臣、いかがでしょうか。私の言っていることが何か違うと思われればお答えいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 政策の目標ですから、それはこれまでも、新雇用戦略でどうする、それから子育て支援政策をどうするという事で予算措置もつけて、例えば補正予算なんかを見ても、それでこういうふうにする、そして、例えば子育て支援十カ年計画をやったときに実現した姿が、保育所の数がどうだとか、待機児童がどこまで減るかとかいうのを数字を出しているわけです。

それを当てはめてやることは私は何の問題もなく、では、仮に、政府が育児とか雇用とかいう政策で出している目標数字と全く違うものを持ってきて入れる方がむしろおかしいし、それを言うならば、経済成長率とか、それは何が起こるかわかりませんから、経済成長率だってインフレ率だって、物価上昇率、名目賃金の上昇率、そういうものだって、それを言い出せば、先ほどの話でまさに三十年後のプロットをやっつけて、しかも五年ごとに見直すわけです。

例えば、今までも議論しましたけれども、国民年金の皆さんがお支払いいただく率を八〇%、今から見ると高過ぎるじゃないかと言うけれども、そうすることを目標にして長期展望をしているので、それをやるのが絶対だめだということではないというふうに思っています。

○岡本(充)委員 いや、大臣、それでやることは絶対だめとは私は一言も言っていないんですよ、絶対だめなんて言っていない。この数字はそういう数字ですよという確認をしているんです。

その上で、今大臣がそう言われたからちょうどいいです。二〇〇五年度、社会保険庁では、平成十九年度に納付率を八〇%にするということを目標にしたんですよ。だから、まさにその目標をもとに数字を立てた、こうあったらいいなと言って出していった数字なんですよ。こうあったらいいなという数字をもとに試算をすれば、その年金額というのは、こうあったらいいなという数字になるんですよ。こうあるでしょう、こうなるでしょうという数字をもとに試算をすれば、こうなるでしょうという話になるんですよ。わかりますよね。それは、こうあったらいいなという数字をもとに前提を出す、きのう

もレクに来られた厚生労働省の役人の方に言われました。

例えば、私が、大リーガーになったらいいなということを前提に生活設計を立てるという話と同じで、こうなったらいいなというのはまさに希望の世界であって、そこはやはり、こうなるでしょうということをもとに数字を出していつてもらわなければいけないということを私は言っているんですね。大臣、もしあれば。

○舛添国務大臣 岡本さんが大リーガーになるというのは、私もその願望があっても、まあちょっと待てよと思うかもしれませんが。だけれども、岡本さんが、例えば大学院をやめられて名古屋で一つ病院をつくられる、この病院は病床がどれぐらいあって、どれぐらいのスタッフがいて、本当に地域に根差した、いい病院にしたいということを計画を立てられてやったときに、では十年後、岡本病院はどうなっているか、岡本診療所はどうなっているかというような話のときは、私はやはり耳を傾けます。ちょっと大リーガーの話は耳を傾けられない。

だから願望じゃなくて、一応、行政の目標設定のゴールですから、そういう意味で置いていて、それと全く違う、岡本病院が百床のベッドを持つ病院にしたいというのと、そうじゃなくて二十でいいというのはそこが違いますから、それはおまえの希望じゃないか、そんなになるわけじゃないかといいたって、それは十年後の希望、二十年後の目標なので、ただの願望とはちょっと違うだろうということは申し上げておきたいと思います。

○岡本(充)委員 いや、でも結局、十九年度に納付率を八〇%にするというのは、これはどう見ても、やはりただの願望だったと言われても仕方がない話なんですよね。

要するに、あのときも、いろいろ施策を講じると。いろいろな施策を講じて、あのとき出たのは、例えば多段階免除制度の導入だとか、若年者に対する納付猶予制度だとか、市町村と各種団体との連携強化、強制徴収の拡大、年金情報の定期的な通知、ここから先は十六年から入ってきた話ですが、国民健康保険との連携だとか、社会保険関係の資格制限だとか、いろいろ言ってきた。

こういうものを通じて八〇にするんだと言っておいて、結局、ふたをあげたら願望だったという話になるということではまずい。やはり、かたい数字を教えてほしいというのが国民の正直な声だと私は思いますよ。こうあるんじゃないかなんという話ではやはりいけないのじゃないか。

六ページを大臣もごらんいただきたいと思います。労働市場への参加が進むケースということで、これは厚生労働省が試算しているんですよ。それで、いや、そうなるのかなと一つ私が思うのは、七ページ目、これは文科省からいただいた数字ですけれども、若い人の大学や大学院への進学率なども非常に上がってくる中、この六ページを見ると、例えば十五から十九歳、二十から二十四歳、これから先、労働市場へ参入が進んでいくんですね。

きょうは文科省にもお越しいただいていますけれども、これから先、就学率というか大学への進学率を含めて、どうでしょう、下がる見込みがあるのでしょうか。

○久保政府参考人 失礼いたします。

進学率につきましては、いろいろな要素があって、一概に申し上げることはなかなか難しい面もございまして、基本的に、どれだけの方が大学に行きたいかという志願率が上昇するかどうか、そして、それを受け入れる大学のキャパシティがあるかどうかという収容力、この二つが大きな要素だと思います。

これにつきましては、近年、十八歳人口が急減いたしましたので、その中で高校生の大学進学率が非常に高くなっておりまして、この五年間で六%伸びました。その結果、大学、短大の進学率は上昇傾向にございまして、現在、五五%になりました。

今後の進学率の見込みにつきましては、志願率は引き続き、ある一定水準で推移することが予測されると思いますが、他方、十八歳人口の減少傾向はなだらかになってまいりますので、それがどれだけ志願率に影響を及ぼすかというのは、まだ若干わかりにくいところがございます。

今は、十八歳人口が急減する中で、大学の収用定員はほとんど変わっておりませんが、

仮に、取用定員が十八歳人口の動向に伴って減少すると仮定すれば、当面、大学、短大の進学率は現在と大きくは変わらないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○岡本(充)委員 だから、今文科省の答弁にもありましたけれども、数%の範囲で、5%に近いような数字で下がることはないわけでしょう。

○久保政府参考人 失礼します。

今御指摘の、そういう大きな変動はないものと考えております。

○岡本(充)委員 しかし大臣、これを見ると、女性でも男性でもいいんですけども、二〇〇六年と二〇三〇年を比較すると、二割から三割ぐらい労働市場へ参入していくわけですよ。今の話を聞いていると、大きくは減らない、こう言ってみえる中、この数字が上がっていくこととやはり整合性がとれないんじゃないかという思いを私なんかは持つわけです。

厚生労働省としては、参入が進まないケースというか現状維持、進まないという表現もどうかと思いますけれども、ほぼ現状と変わらないという状況、そのほかの数字は確かに変わってくる可能性はありますけれども、そのほかの数字というのは、例えば短時間勤務制度などの導入、また女性の雇用機会が高まる可能性はあるとはいえ、例えば、事若年者に限ってもこういう状況。それから、いわゆる定年後の任意雇用、継続雇用の問題についても、確かにここ近年、急激に高まってきているとはいいいながら、本当に厚生労働省が言う、九五%の企業が六十五歳まで働き続けられるようになるのかどうかということも、私はちょっと疑問があるんじゃないかということを思っています。

したがって、先ほどもお話ししました、こうあったらいいなという社会を描くことは決して悪いと言っているわけじゃないです、絶対だめと言っているわけじゃない。ぜひ描いて、それを目指して、皆さんと一緒にいい知恵を出していきたいと思いますが、それと、国民の皆様方が知りがたってみえる将来の自分の年金額とをリンクさせるということはちょっと無理があるんじゃないか、私はそう思っていて、これは、ぜひかたい数字の、厚生労働省が言うところの参入が進まないというののもいかがかとも思いますけれども、現状を見据えた数字でどうなるか、一回試算いただけませんか。

○舛添国务大臣 すべてのシミュレーションというか統計、それから将来予測、いろいろな将来予測はできると思いますが、何度も申し上げますように、五年に一遍、大体、基本的な数字を使ってトレンドを見ていく、そしてそれによって問題があれば見直していくと法律にも書いてあるわけです。

そこがポイントであって、委員のおっしゃることもよくわかります。例えば、労働力率というのは十五歳以上の人口に占める働いている人の数ですから、みんな十八から二十二まで、それまで以上に大学へ進学すれば、それは減る要因であることはわかりますけれども、逆に、なぜそうじゃない数字が出ているかという、これはニート対策、フリーター対策をやったりすることによってきちんと正規の職業につく、しかもその前提として、年功序列賃金体系が崩れてきていますから、かつてほど若年者と年長者の賃金格差がない。

それはいろいろなパラメーターを使っているんで、一つ一つのパラメーターが十年後、二十年後の社会にとって、先ほどの高齢者の働く率にしてもそうですけれども、本当にそのままいくのかというのは、クエスチョンマーク、疑問符をつければそれは全く切りがないと思いますから、一つのやり方は委員がおっしゃるように、ちょうど合計特殊出生率について低位、中位、高位、これは人口推計をするときにやるわけですから、そういうような形でやっていくというのも、これは一つの方法であらうというふうに思います。

ただ、あくまで財政計算が金科玉条であって、すべてがこれで決するというものではないというように思っております。逆に、その発想をとるとそれこそ、今回そういうことをしたわけじゃないですけども、何としてでも五〇を保つために、それにいくための数字を何でも持ってこいということになりますから、そうじゃなくて、やはりきちんと同じデータを使いながらやっていく。ただ、データの中

には、経済前提の例えば消費者物価指数とか、こういうものと行政目標とは若干数字の性格が違うものが入っていることは確かです。

ですから、今委員がおっしゃったように、かたいというか非常に厳し目の数字を出して、しかし将来よくなることもあるし、また逆のこともあるので、どこまでがかたいかどうか。今から見ると、例えば八〇%の納付率というのは非常に高過ぎるというのはあるかもしれないですけども、今から、例えばアルバイトの人たちにもどんどん厚生年金に入ってもらおう施策をやっていますから、そういうのが広がれば、ほかのところの計算でも九割いくという数字も出ているので、六五のケース、八〇のケース、九〇のケースで、手間暇はかかりますけれども、やってみるというのも今後の一つの方法だというようには思います。

○岡本(充)委員 だから、労働市場への参入が進まないケースでも試算していただけるということですね。

○舛添国务大臣 これはちょっと検討させてください。今言ったパラメーターを全部見直すのにどれだけ手間暇がかかって、どれだけ時間がかかるかなので、今すぐ即答はいたしませんけれども、ちょっと検討させてください。

○岡本(充)委員 そうしたら、もう一つパラメーターとして私が疑問に思っているのが、皆様にお配りした九ページですけども、ここ最近の消費者物価指数、標準報酬月額、それから厚生年金の運用利回りを出しています。国民年金の運用利回りというものもあるんですけども、済みません、それは割愛しました。二ページをごらんいただいたときの、こういったいわゆる収入の伸びが本当に実現をするのか。また、三ページに書いてあります物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りが確保できるのか、いろいろ疑問を持つわけです。

九ページをごらんいただきますと、特にバブル崩壊後は、消費者物価指数もほとんど上がりませんし、標準報酬月額もほとんど上がっていないにもかかわらず、政府の今回出してこられた試算では、物価上昇率は一%、そして賃金上昇率は、中位ケースでも名目二・五、実質一・五%、こういう推計を出しているわけです。さすがにこれはちょっと、よ過ぎやしないか。長い目で見たらこんなものなんだと言うかもしれませんが、バブル崩壊後の日本の社会においては、高度成長期は別にすれば、最近こういう傾向が続いている。

そして、もっと言えば、きのうもちょっと厚生労働省の方と議論をしましたけれども、年金の積立金が多いときに運用利回りがより高い方が、当然のこととして、その年金財政に与える効果は大きいということでもありますけれども、ここ直近は、そういう意味では、年金の運用利回りも上下がかなり激しい、マイナスのときもあるというような状況であります。

したがって、ここで改めて確認をしたいわけではありますが、これは消費者物価指数も含めてですけども、確認をします。名目賃金の上昇率が〇%、物価の上昇率も〇%だった場合、運用利回りが十六年試算の三・二%を維持していたとしても、将来、積立金が枯渇をするということ、いわゆる百年はもたないということを確認したいと思います。

○舛添国务大臣 ちょっと正確にフォローをしていなければ訂正してください。

まず、物価や賃金が〇%とおっしゃいましたね。それで、五年後の所得代替率が五〇%を下回るということでしたね、今の御質問……(岡本(充)委員「五〇%を下回るじゃない、ちょっともう一回質問させてください」と呼ぶ)ちょっと済みません。

○岡本(充)委員 八ページを見てください。これは厚生労働省が出してきている数字です。将来的に給与が変わらない場合、十六年財政再計算で見た場合、最後に積立金のことで、「財政均衡期間における給付と負担の均衡を図ることができず、積立金が枯渇する」、こう書いているんです。

これは間違いないですね。

○舛添国務大臣 物価上昇率が〇%、名目賃金上昇率〇%と設定するということは、今後人口が減少していくという前提の社会では、人口が減少していくわけですから、経済成長は長期的にはマイナスを続けると仮定していることを意味するわけです。ということは、その仮定を受け、日本経済そのものが大変な危機に瀕するということでありますから、そういう状況は、この前入れたマクロ経済スライドが機能しないということの意味するわけです。

したがって、今の委員の御質問にお答えすると、これは百年間にわたる給付と負担の均衡を図れないということですから、その場合は、将来、何年かというのはわかりませんが、積立金が枯渇することは想定されると思います。

○岡本(充)委員 それは何年後に破綻をするかということ、きょうはお答えいただかなくてもいいんですが、計算をしていただきたいと私は思うんです。

なぜかという、これは、この法律が想定をしている所得代替率が五〇%を下回らないんです。一番最初の、皆さん方がごらんになっている所得代替率のグラフは、これは今後の推移を見ても、六二・三が五〇・一にだんだん下がっていく、こういう所得代替率の姿をとらずに、ずっと所得代替率は同じパーセントにいて、ある日突然、枯渇してすこんとなくなる。つまり、財政検証をし続けていっても、五年に一回は、ずっとこれから先も五〇%を上回ると言いながら、ある日突然、積立金がなくなるということの意味しています。

先ほどマイナス成長だと言われましたけれども、先ほど言いました名目賃金上昇率が、例えばゼロではなく若干あったとしても、このパーセンテージが少なければ同様に枯渇をするというふうなことを私はきのう伺いました。

そういう意味では、枯渇をするときには、先ほども言いました経済上昇が低い場合には、マクロ経済スライドもより緩やかになってくる中で、いわゆる所得代替率の下落も緩やかになる。ある日、五〇%を五年後も維持する、五年後も維持すると言っていた中で積立金が枯渇をして、突然年金制度が終わってしまう、こういうスタイルになるということ、私は確認したいんですが、いかがですか。

○舛添国務大臣 ただ、委員、今のような経済状況で人口トレンドも考えたときに、これは日本経済が立ち行かなくなりますから、それは当然、仮にそういうのが長期に続くようなことが将来に見込まれるとすれば、そうすると、これはもう年金制度そのものを、今の制度そのものの見直しをやらないと不可能ですから、それは当然見直しをやることになると思います。

○岡本(充)委員 いや、法律が求めている状況にはならないんですよ、大臣。そこは確認したいんです。五〇%を上回る所得代替率が続いていて、ある日突然枯渇をする、それは間違いないのか。それを確認したい。

もう一つ、そうはいいますけれども、先ほどの九ページをごらんいただきますと、バブル経済崩壊後、この二十年近くにわたってほぼそういう状況が続いているわけですから、例えばその枯渇する期間が二十年以内に来るのなら、それは百年後だというならまだわかりませんよ、二十年なら、実際そういう社会を、現実に今私たちはこういう経済状況を二十年近く経験しているんです。

したがって、これから先、もしかしたらこの状況が二十年いく中で、いわゆるデッドラインというか、その日が二十年以内に来るという試算であれば、これは慌てて対策を立てなきゃいけないという話になるので、ですから何年もつのかということもあわせて、きょうはお答えいただかなくてもいいけれども、計算をしていただきたいというのと、所得代替率は五〇%を上回っているながら、ある日突然、積立金が枯渇をする状況が低成長の中ではあり得るということをお認めいただきたいと思います。

○舛添国務大臣 十六年の改正の四要件の一つに積立金の活用というのがありますから、これができなくなるというのは当然見直しをやらなければいけない、五〇に行ってもですよ。ですから、そういう大変な経済状況になれば、それは当然見直しになると思います。

それから、委員がお求めになったシミュレーション、ちょっとできるかどうか、これも検討させてください。どういう条件をパラメーターとして設定してやるのかを含めて、ちょっと時間をいただければと思います。

○岡本(充)委員 ぜひ、それは出していただかなければいけないと思っていますし、先ほどもお話ししましたように、ある日突然、年金の積立金が枯渇をしましたということでは困るんです。

それから、もう一点確認をしたいんですけども、年金の保険料を払っていながら二十五年に満たずに、最終的に今、年金をもらえていない方がみえるわけです。今でも、六十歳以下の方でずっと年金をお支払いいただいている方もみえるそうでもありますけれども、この方々の積立金、単年度で結構ですけども、大体幾らぐらい年金保険料をお支払いなんでしょうか。

○舛添国務大臣 これは、委員御承知のように、例えば私的な生命保険会社なんかの個人個人の勘定と違って、世代間の賦課方式をとっておりますから、今のような形で個人の保険料を把握するというのは、残念ながら、これはシステム上不可能になっています。

○岡本(充)委員 いや、正確な数字はわからなくても、先ほどちょっと厚生労働省の方ともお話をしましたけれども、試算の方法が幾つかあるかと思うんですね。

特に、六十歳に満たない年齢で四十五万人と言われていて、要するに、これから先、七十歳まで支払っても二十五年に達せないという方々が一体どのくらいお金を払っているか。それから、これまで幾ばくかを払いながらも、二十五年に満たないからといってもらえていない、それから、もらえなくなるおそれがある人たちの払ってきた年金というのは一体どのくらいあるのか。つまり、その年金をもとに、今の年金受給者のいわゆる年金額がどれぐらい高くなっているかというの推計できる話になるんです。

具体的にどのぐらいか、いろいろ試算方法があるということを私は先ほどお話ししましたから、ぜひ検討をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○舛添国務大臣 今ちょっとお話を伺った限りだったら、賦課方式ですから、今四十何万人とおっしゃった、いろいろな人がそこに入っているんで、それが、さまざまな形で我々より上の世代の年金の支払いに充たっているんで、ちょっと私のお伺いした限りでは難しいかなと思っていますが、これも検討させていただきます。

○岡本(充)委員 ぜひ、それもお願いしたいと思います。

それから、きょうは共済の方にもお越しいただいていますけれども、共済の方についてもちょっと一つ確認をしておきたいと思います。

今回の法案の中には、共済の話は基本的にはないわけですが、一元化法案の後のいわゆる共済の三階部分というのは一体どのくらいになるのかという試算、どういうふうになるのかというシミュレーション。そしてまた、一元化をしたときに、いわゆる積立金としては、それぞれの共済が幾らずつ厚生年金に積立金として入れて、幾ら三階建ての基金として残るという見込みなのか。

それぞれ三共済、お答えいただきたいと思います。

○木下政府参考人 お答えいたします。

被用者年金一元化についての政府の方針は、平成十八年四月二十八日に閣議決定をされております。

これによりますと、一つは、現行の公的年金としての職域部分、いわゆる三階部分は被用者年金一元化の際に廃止をする。それから、現行制度に基づく既裁定年金の給付については存続することとし、未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済について新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人

事院において諸外国の公務員年金や民間企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえて制度設計を行うこととされておるところでございます。制度設計そのものがまだ検討中というような状況でございます。(岡本(充)委員「お金は」と呼ぶ)積立金でございますか。ちょっとお待ちください。

済みません、最後の質問はちょっと突然のお尋ねだったので、積立金の部分については、一元化の試算の中で出てくるものは、現在、それは持ち合わせておらないところでございます。(岡本(充)委員「いや、それはきのう僕、通告していますよ」と呼ぶ)